

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	子ども・子育て支援法に基づく保育給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

君津市は、子ども・子育て支援法に基づく保育給付の支給に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

君津市長

## 公表日

令和5年8月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法に基づく保育給付の支給に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、保育給付の支給認定、変更等の事務を行う。 事務の内容は、保育園の利用者に係る支給認定事務等。 サービス検索・電子申請機能での受領する。 マイナポータルのお知らせ機能で通知する。
③システムの名称	住基基幹システムMISALIO、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
保育施設管理運営ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条8号 別表第二の116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	君津市健康子ども部保育課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	君津市総務部総務課行政係法規審査担当 〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号 0439-56-1581
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	君津市健康子ども部保育課保育係 〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号 0439-56-1184

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住基基幹システムMISALIO、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	住基基幹システムMISALIO、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能	事後	
平成29年4月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、保育給付の支給認定、変更等の事務を行う。 事務の内容は、保育園の利用者に係る支給認定事務等。	子ども・子育て支援法に基づき、保育給付の支給認定、変更等の事務を行う。 事務の内容は、保育園の利用者に係る支給認定事務等。 サービス検索・電子申請機能での受領する。 マイナポータルのお知らせ機能で通知する。	事後	
令和3年1月22日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	保育園管理運営ファイル	保育施設管理運営ファイル	事後	
令和3年1月22日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当	保健福祉部子育て支援課	保健福祉部保育課	事後	
令和3年1月22日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	君津市保健福祉部子育て支援課保育係 〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号	君津市保健福祉部保育課保育係 〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号	事後	
令和3年1月22日	II しきい値判断項目 1.対象人数	平成29年5月1日時点	令和2年11月1日時点	事後	
令和3年1月22日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	平成29年5月1日時点	令和2年11月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二の116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2	番号法第19条8号 別表第二の116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2	事後	
令和4年5月31日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当	保健福祉部保育課	健康こども部保育課	事後	
令和4年5月31日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	君津市保健福祉部保育課保育係 〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号	君津市健康こども部保育課保育係 〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号	事後	
令和4年5月31日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年5月31日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年6月30日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	番号法第19条8号 別表第二の116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2	番号法第19条8号 別表第二の116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2の2	事後	
令和5年6月30日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年6月30日時点	事後	
令和5年6月30日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年6月30日時点	事後	